

(4) その他

江戸期から昭和期にかけて竹島問題に関わった隠岐の人々の軌跡

杉原 隆

はじめに

平成 22 (2010) 年 10 月 23 日、隠岐の島町で「竹島領有権確立運動隠岐の島町集会」なる竹島問題解決を願う隠岐島々民を中心とする 1200 人を越す参加者の大集会が開かれた。町民を代表して竹島や周辺の海への思いを切々と語られた松田和久隠岐の島町長の冒頭の挨拶、祖父や父の竹島での漁撈活動の思い出を語られた五箇地区の漁業関係者、自分の学んだ竹島問題からふるさとの未来を真剣に考えて大人の前で堂々と考えを発表した西郷中学校 3 年生角脇優花さん等 6 人の中学生、なお角脇さんは島根県竹島・北方領土問題教育者会議主催の「作文コンクール」で「竹島問題」を書き、256 人応募の中で見事島根県知事賞を獲得した。この大集会に参加して現在生きている隠岐の住民の言動は過去の竹島問題に関わった人々と営々とつながっているという思いに私は駆られた。そういう思いの中で「江戸期から昭和期にかけて竹島問題に関わった隠岐の人々の軌跡」を通史的にまとめておきたい。

1. 寛文 6 年竹島(鬱陵島)へ渡った北方村、小路村の漁師、寛文 7 年『隠州視聴合記(紀)』の編纂に協力した隠岐の庄屋達

元和 3 (1617) 年米子の町人大屋甚吉が鬱陵島へ漂着した。彼は島に竹、木材、アワビ、アシカ等豊富な資源があることに着目し、帰国すると友人の村川市兵衛と幕府に渡海許可免許の発給を申し出た。幕府は老中の連署の書式で鳥取藩主に許可書を送った。渡海が許可されたのは、従来元和 4 年とされたが、連署した 4 人のうち 2 人がまだ老中になっていないこと、寛永 14 (1637) 年渡海を終えて米子に帰ろうとする村川市兵衛船が朝鮮に漂流したがこの船は渡海許可書の写しを持っており、朝鮮国や帰国を支援した対馬藩に「拾三年前」許可書を得たとしていること等から寛永 2 (1625) 年説が強まってきている。

また鬱陵島と隠岐の間にある現在の竹島についても鳥取城下の商人石井宗悦が 1640 年後半から 1650 年頃書いた書状に村川家が「松島へ七八拾石之小舟遣、鉄砲ニ而ミち打申候」とアシカ猟をしていることを記すし、大谷家も「竹嶋之道筋ニ式十町斗廻り申小嶋」を発見、「以拝領、船渡海仕候」と渡海も寛文元 (1661) 年頃には開始されていることを示している。また鬱陵島をその植生から竹島、対句のようにして現在の竹島は松島と呼ばれることもこの頃には定着していることがわかる。

それからまもなくの寛文 6 (1666) 年、7 年隠岐の人々の具体的な活動の記録がある。寛文 6 年 7 月、大谷(大屋)家派遣の渡海船が竹島からの帰途暴風雨に遭遇し一隻だけが朝鮮国へ漂着した。その具体的状況と生存した二十二名については『大谷氏旧記』、朝鮮国、対馬藩の対応等は「大谷九右衛門竹島渡海由来記抜書控」に、積荷等のことは鳥取藩士岡

嶋正義の『竹島考』等に記載がある。

朝鮮へ遭難し漂着した大谷船については、寛文 7 年 2 月 29 日付の「船頭次郎兵衛公儀江申上覚書」として次郎兵衛以外の乗組員の名、年齢、分担職種、宗旨と旦那寺等が記載されている。その 21 人の中の 9 人が隠岐の人である。

すなわち太郎右衛門・37 歳・鮑突・浄土宗・浄土寺、小作・36・鮑突・浄土宗・浄土寺、五郎作・32・鮑突・浄土宗・浄土寺、作助・29・禅宗・万泉寺、次郎左衛門・54・水夫・禅宗・万泉寺、甚七・44・水夫・禅宗・万泉寺、九郎助・29・水夫・禅宗・万泉寺、五助・40・水夫・浄土宗・浄土寺、彦八・30・水夫・浄土宗・浄土寺の 9 人である。年齢的には 50 歳代 1 人、40 歳代 2 人、30 歳代 4 人、20 歳代 2 人である。仕事の内容は恐らくは海に小舟に乗って、竹の先に銚かかぎ状の金属をつけて鮑（あわび）を突いたりはさんで獲る鮑突が 3 人で、あとは往復の船の操作や島では雑多な仕事を担当する水夫が 6 人である。旦那寺は当時の五箇地区の小路（こうじ）村にあり現存する浄土寺と北方（きたがた）村の現在廃寺となってしまう万泉寺のみで二つの同じ地区の漁師達だったことがわかる。大谷、村川船の乗組員は伯耆国の者が中心で竹島渡海が行われたが、毎回隠岐で 8、9 人の漁師を雇ったと関係文書は記している。「帰帆之節遭難風、二艘之儀者何国江漂着仕候茂不存」と船頭次郎兵衛が述べているから、他に 2 艘の友船も一緒に帰国を目指したが行方不明になっており、恐らくは隠岐で雇われた漁師達全員が乗った船だけが幸いにも帰国出来たと思われる。この船の隠岐の 9 人以外の乗組員はすべて伯耆国の人でアシカを獲る鉄砲打ち、獲ったアシカを煮沸して集めた油を入れる桶を島で作る桶大工、船の修理や金属製品を作る鍛冶職等専門的職人が多く、各地から雇われたらしく旦那寺も数が多い。

この船が積んでいた物資の記録も残っている。『竹島考』に「串鮑 60 連、ミチ（アシカ）の油 70 樽、ミチの皮 350 張、材木 9 株」等とある。それぞれの数量は寛永 14 年朝鮮へ漂着した村川船が積んでいた干鮑 406 連、みつ之魚之油 314 樽等に比較すると少ないので、万一の不測の事故を考えて 3 艘の船に小分けして積んでいたことも予想される。大谷家文書に「難船等損害」とか「年により豊凶」等の記載があり収獲には変動がかなりあったと思われる。また大谷家文書に複数この時の丁重な朝鮮側の対応が記録されている。「朝鮮国所々にて御馳走順々ニ送帰し」、別れにあたっては餞別が贈られた。「漂倭処別贈 頭倭（船頭次郎兵衛のこと）1 人 白米弍斗 白紙弍卷 従倭 21 人 白米各壹斗 白紙各壹卷」であり、その他帰国までに必要な米、副食、調味料、酒等も渡されて 22 人は朝鮮から対馬藩、鳥取藩の大坂蔵屋敷へと輸送された。

同じ頃隠岐の最古の地誌『隠州視聴合記（紀）』が編纂された。寛文 7 年隠岐郡代になった松江藩士斉藤豊宣（とよのぶ・別名勘介、号弗緩）がまとめたものであるが、短期間で完成しているので隠岐にくわしい大西俊輝氏はその著『続日本海と竹島』で「隠岐の村々の公文（くもん・庄屋）たちに協力を仰いでいた」とし特に初期の筆写本を所蔵していた釜村の佐々木家、今津村の服部家の協力を具体的に想定されている。

釜村の佐々木家は隠岐で勢力を広げた佐々木氏の内、近江佐々木氏の系統にある家で三本の系図が残っている。長く当家に所蔵されて現在は隠岐の島町教育委員会が所管している『隠州視聴合記』の写本には「隠岐国周吉郡釜村公文拾九代目佐々木吉左衛門」の筆写とある。佐々木吉左衛門とは承応元（1652）年に生れ、元禄 14（1701）年に死去しており、寛文 7 年には生きていた人物である。その父は佐々木六右衛門といい、年齢からいうと斉藤豊宣の協力者の可能性がある。なお別の系図では佐々木吉左衛門を三代目としてお

り、いつからを釜村佐々木家の祖とするかでの相違と思われる。

『隠州視聴合記（紀）』の初期の写本の一つに服部本がある。現在の服部家のご子孫は隠岐島外におられ、写本を見せてみられないが、過去に隠岐郷土史研究会が『隠岐島史料近世編上』に収録された『隠州視聴合記』は服部本によったことがわかっている。今津村の公文をつとめた服部家の人で貞享 5（1688）年頃の当主は九蔵という名の人物である。こうした各村の長老達が斉藤豊宣に隠岐の歴史や地勢等を教えたと思われる。「国代記」の部分の「戌亥間行二日一夜有松嶋又一日程有竹嶋此二嶋無人之地見高麗如自雲州望隠州」や「南方村」についての「磯竹嶋ニ渡ル者はニ於テ泊シテ晴ヲ量リ風ヲ占フ」等は隠岐の人々の体験が語らせたものと思われる。

釜村や今津村の公文が語ったのは島後（どうご）地区の周吉（すき）郡、穩地（おち）郡に関するものが中心だったと推測されるが、島前（どうぜん）地区の知夫（ちぶ）郡、海部（あま）郡や焼火山縁起等は、この地区の公文村上助九郎や焼火山雲上寺座主等の協力により入手した内容と考えられる。

公文村上助九郎は中の島と呼ばれていた現在の海士町に居住し、後鳥羽上皇の火葬塚守の役を古くから天皇家によって与えられた由緒ある旧家である。『隠州視聴合記』についても初期の筆写本である村上本と呼ばれるものを所持していたが、現在所在が不明のようである。村上家は寛文年間には5隻の船を持ち隠岐から下関経由で大坂と西日本全体を往来する海運業も行っており、『隠州視聴合記』に記述される隠岐周辺の海域に関する内容は米子の大谷、村川家文書、島後の漁師達の体験談とともに、村上家の寛文7年ころの助九郎から得た情報も含まれる可能性がある。

焼火山雲上寺（たくひさんうんじょうじ）は、現在の隠岐郡西ノ島町美田（みた）の海拔 451・7 メートルの焼火山に 10 世紀からあった神仏混合の修験霊場であった。航海安全の守護神を祀るとして全国的に有名で、江戸時代安藤広重が描いた「六十余州名所図会」にも「焚火の社」として描かれている。米子の大谷、村川家も竹島渡海の時はず西ノ島へ向かい焼火山雲上寺で航海の安全を祈願してから島後の福浦を目指した。明治になって神仏分離が命じられると、焼火神社として整備された。長く当神社の宮司職にある松浦家が所蔵される『御巡見御社参記』には、寛永 10、寛文元、延宝 9、元禄 4、宝永 7、正徳 2、正徳 6、享保 2、延享 3、宝暦 11、寛政元、天保 9 年に幕府の巡検使が参拝したことが記されている。

この焼火山雲上寺にも『隠州視聴合記』の初期筆写本があった。天保 6（1835）年それを「雲上寺之什物也」として伯州会見郡弓ヶ濱上道邑の足立玄脩（あだちげんゆう）という人物が筆写し足立本と呼ばれている。また現在の松浦家の当主松浦道仁氏の祖父松浦静磨氏が「松浦家の原本は、私の父が出雲文庫編集の時、編集事業を手がけた新聞社に貸与した」と書き残されている。出雲文庫とは出雲地方の著名な古文献を翻刻したシリーズ本で、『隠州視聴合記』も含まれており、出雲文庫の『隠州視聴合記』は焼火神社所蔵のもと同じと考えて良いと思われる。

また、同書には「国中神社」、「国中仏寺」、「焼火山縁起」という項目もあり、焼火山雲上寺のかかわりはかなり大きなものがあると考えられる。また寛文 9 年の史料に浦之郷村、美田村、別府村、宇賀村の四ヶ村を統括する公文棟梁（大庄屋）に村尾七兵衛の名があるので、彼の協力も想定出来る。

なお『隠州視聴合記』の「国代記」にある「見高麗如自雲州望隠州然則日本之乾地以此

州為限矣」の「此州」の州を「くに」と読むか、「しま」と読むかの論争が現在あるが、安政 5（1858）年出雲大社の神官で国学者であった富永芳久が隠岐の知夫里島の宮司佐藤宮内家の『隠州視聴合記』を写筆したものは州が国という字になっている。一方宝永 6（1709）年隠岐国への流罪人尾関意仙が書いた『隠岐国風土記』には問題の箇所前に「従竹嶋」が挿入されており、「此州」は「竹嶋」のこととなる。また文政 6（1823）年隠岐の大西教保が『隠州視聴合記』をもとにして書いた『隠岐古記集』にはその冒頭「隠州の所在は歴代史越考ふるに日本の乾地此国を以て限りとす類なり」と州を国としているが、「見高麗」の主題は「又酉の方七拾余里に竹嶋あり古より是越磯竹嶋と言伝ふ木繁茂して大なる嶋と言此嶋より朝鮮を望免は隠州より雲州を見るより猶遠して今は朝鮮人来て住すと言ふ」と「竹嶋」を中心として記している。

（主な参考文献）

- ・「大谷九右衛門竹島渡海由来記抜書控」
（『竹島関係資料集 第一集 近世地方文書』島根県総務部総務課）
- ・ 田村清三郎『島根県竹島の新研究』（島根県総務部総務課）
- ・ 下條正男『「竹島」その歴史と領土問題』（島根県民会議）
- ・ 内藤正中『竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史』（多賀出版）
- ・ 池内 敏『大君外交と「武威」』（名古屋大学出版会）
- ・ 『大谷氏旧記』（東京大学史料編纂所蔵）
- ・ 岡嶋正義『竹島考』（鳥取県立博物館蔵）
- ・ 『隠州視聴合記（紀）（徳川家本）』（島根県立図書館蔵）
- ・ 『同上（佐々木家本）』（隠岐の島町教育委員会蔵）
- ・ 『同上（佐藤家本）』（島根県立古代出雲歴史博物館蔵）
- ・ 『隠岐島史料 近世編上』（隠岐町立図書館蔵）
- ・ 杉原 隆『郷土の歴史が語る「竹島問題」』（谷口印刷）

2. 元禄竹島一件に関わった隠岐の人々

大谷、村川船は朝鮮国の空島政策により七十年余り竹島（鬱陵島）で朝鮮人に遭遇することはなかった。ところが元禄 5（1692）年村川船が渡島してみると、数十人の朝鮮人が日本人が建てた小屋を利用し、置いておいた小舟を乗り回していた。村川船の乗組員は上陸したが、火器を所持していたので急ぎ島を離れた。翌年大谷船が渡島してみると前年より多くの朝鮮人がいた。事情を説明させるため日本語が話せた安龍福（あんりゅうふく）と近くにいた朴於屯（ぼくおとん）を隠岐経由で鳥取藩へ連行した。この情勢の報告を受けた幕府は朝鮮国に近い対馬藩を通じて竹島の所属について交渉させたが、3 年たっても好転しない中ついに、元禄 9（1696）年日本人の竹島渡島の禁止を決定し鳥取藩へも伝えた。その年安龍福が 10 人の仲間と隠岐に姿を現した。この元禄時代初期の竹島をめぐる動向を「元禄竹島一件」と呼んでいる。

この元禄竹島一件に関わった隠岐の人々についてまとめてみたい。まず元禄 5 年に竹島で朝鮮人達に遭遇し、翌年安龍福等を日本に連行した船に乗っていた船頭に福浦の板屋某（何兵衛）なる者がいる。老齢になった板屋何兵衛が出雲大社の漁師椿義左衛門に竹島渡海の体験談を語り、それを大社の神職矢田高當（やだたかまさ）が聞き取り、書き残した『長生竹島記』なる史料がある。漁師が年代を経て他の漁師に語り、それを書き取ったも

ので正確さでは一級史料とはいえないが、大谷、村川家について正しく記し、初めて朝鮮人とあった翌年あべんてふ（安龍福）、虎へひ（朴於屯）なる二人の朝鮮人を日本に連行したこと等は史実に合致するので一考に値する史料ではある。元禄 5 年については板屋なる漁師は 6 度目の渡海の時とし、「竹島渡海六度目朝鮮人ニ出会互ニ驚たる事」という内容として「さて仕形を第一ニして汝朝鮮哉と方角へゆびを差けれバ、唐人曰、己が方角へ指を差、言葉ハ更にわからねど朝鮮なりと察し、外に同類ある哉と、又ゆびを大分見せけれバ、答ニ両手のゆびにて二十二余る数を知らせ、同類有と仕形をなす、日本人曰、我等日本より漁ニ渡りけり、入合之漁いたすやと問ひけれバ、唐人答ニ、入合之漁かせぎいたすと手を組みてうなつきけり」、「飛道具の類ひ飾り有を見て、一命社物種なれ同類の唐人帰り集らざる内、一時も早く神風を願ひ帰国せんと云うもの多く」という状況で村川家派遣の船は帰国したと語っている。

元禄 6 年については、「隠岐州より竹島へ渡海七度目唐人酒宴ニ長したる事」の内容の中で、「さて竹島の浜へ先ツ二三人しとやかに上り、頭唐人といわん二人のものに便り仕形問答いたし、我等日本より遙々此島へ諸漁いたさんとわたりけり、入合漁稼き致す哉と時ニ臨んで申掛け、唐人の言葉には更にわからねと、返へす返へす打うなつき、誠に帯紐ときたる体をなす、日本人曰、さてハ得壺なりと、竹島丸船中にて水主とも打寄積来りし酒をてん手に茶碗を盃ニして、我れも我れもとさしつ押へつ倭国の風儀彼の頭唐人二人ニ呑せんと、仕形をしてそ見せけるに、大ひに笑をしてなん頻りニ給んとうなづき、日本人船より招き溺て打乗」、「あべんてふ、虎へひも謀を実に受、二度とハ飲まぬ此酒と、気も心もうばわれて船中に酔とれて、たわひなく伏す」、「思ひの俣の証拠二人の漁夫あべんてふ、虎へひを積受、竹島の浜夜四ツ頃、碇の綱をむづと切り、あとをも見すして駆出すなり」と安龍福と朴於屯を日本船に招き、酒に酔いつぶれた時二人を乗せたまま隠岐に向かって出発したとしている。隠岐の福浦に着くと地元の南方村、北方村の庄屋、年寄が日本語のわかる安龍福に尋問した。「唐人弑人ノ内通シ申口」という文書が残っているが、通シ（通詞）アンベンチウが自分の在所はトウ子ンキ、年齢 43 才、もう一人は名がトウへ、在所はウルチン、年齢は 34 才、自分達は上司の命令でアワビ等を採りに島に来て北浦で 10 人で仕事をしていた。別に 32 人の者が大坂浦にいる等のことを語っている。尋問したのは南方村の庄屋九右衛門、同村年寄與左衛門、北方村の庄屋甚八、同村年寄佐之助と記され、内容は隠岐郡代三好平左衛門、島後代官田辺甚九郎に報告されている。隠岐の古文書『増補隠州記』に貞享 5（1688）年段階の各村の庄屋、年寄の名が記録されているが、南方村の庄屋は九右衛門で同じだが年寄は善四郎、八郎右衛門とある。北方村は年寄は佐之助で同じだが、庄屋は九郎左衛門とある。なお別に隠岐の郷土史家故藤田茂正氏が各種史料から村々の庄屋名をまとめておられるが、延宝 6（1678）年には南方村の庄屋は藤田九右衛門、北方村は永海重右衛門とされている。報告を受けた隠岐全体を統治する郡代と島後の代官は当時隠岐諸島を幕府の天領石見銀山を支配する石見銀山代官が元禄元年から直轄していたため、隠岐の人でなく銀山代官の家臣が来島してその任にあっていた。連行された安龍福等はその後米子の大谷家に逗留し、さらに鳥取城下へ移され尋問を受けた後土産物を与えられて陸路長崎へ運ばれ、対馬経由で無事帰国した。この時から幕府は対馬藩に朝鮮国との竹島の扱いを交渉させたが、日本の領有と竹島の呼称に固執したため解決への進展がなく元禄 9（1696）年 1 月、幕府は日本人の竹島渡海を禁止することを決定して対馬藩、鳥取藩に伝えた。

幕府が竹島への渡海を禁止し、それを指示してから数ヶ月たった同年 5 月安龍福が 10 人の仲間を連れて隠岐に現れた。海士の村上助九郎家に所蔵されていた石見銀山代官所への報告書の写しと思われる『元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書』には、安龍福が語ったこととして鳥取藩へ訴訟のために向かっていたが荒波のために隠岐島後の西村に漂着、港に入れず隣の大久（おおく）村に移りかよい浦に着岸したとある。かよい浦は大久村の庄屋家文書（現在島根県立図書館に寄託）に含まれる「大久村湊図」にも記載されている。すぐ地元の責任者として庄屋与頭右衛門（『増補隠州記』には与次右衛門と記されている）が駆けつけると、安龍福が飯米がなくなって困っていると書いた紙をみせた。庄屋が船底の米ひつを開けてみると 3 合程度の米しかなかった。隠岐も連年飢饉で米不足であったが村の備蓄用の白米 4 升 5 合を分け与えた。まもなく郡代からも 1 斗 2 升 3 合が届いた。安龍福はお礼にと庄屋に干鮑（ほしあわび）1 包、郡役所の者に 4 包を差し出したが二人は固辞した。『増補隠州記』によると貞享 5（1688）年の大久村の戸数は 83 軒、人口は 455 人である。また安龍福は鬱陵島、子山島の載っている「朝鮮八道図」を持っていた。「朝鮮八道図」は木版で長い期間改訂され続けているが、製作年代の比定が可能で、安龍福時代のものと考えられるものが日本国内で見つかっている。

安龍福等朝鮮人 11 人に付き添って世話をしたのは地元の役人高梨左衛門（もくざえもん）と河嶋理兵衛であった。高梨左衛門については現在の隠岐の島町東郷（とうごう）にある高梨本家が所蔵される「高梨家前記」という文書に記載されている系図の中に名前がある。

高梨家の祖先は鎌倉幕府から雲州、隠州の地頭職を与えられた佐々木氏の臣下で、出自は信州筑摩郡高梨山下の地であるという。佐々木氏は元久 2（1205）年隠岐の東郷村に宮田（くんだ）城を構築した。高梨氏も東郷に定住した。その後室町幕府の足利義輝（1536～1565）が将軍の頃、佐々木氏は西郷（さいごう）に甲尾（こうのお）城を建設、移住した。また佐々木氏は隠岐氏と呼ばれるようにもなった。その後大内や尼子氏等本土の強い勢力に帰属しながら隠岐国の領有を続けたが尼子、毛利氏の騒乱の中で衰退し、毛利一族の吉川氏の隠岐支配により、島内での権力を失った。佐々木氏の家臣であった高梨氏はその後も東郷に居住したが、佐々木氏の衰退に伴って地元で農業を営む道を選んだと「高梨家前記」は記述している。そして帰農の祖高梨甚九郎信照（文禄二巳八月二日没）の系譜に「嫡子 左京」、「二男 左衛門」とある。高梨左衛門については隠岐に残る元禄期の古文書の地役人の職務の中に幕府から認められた公用船観音丸の船大工等を掌握する「観音丸大工職」にもその名前がある。

続いて河嶋理兵衛についてである。私には隠岐出身の鞆嶋弘明氏という友人がいた。隠岐釜村の佐々木家と婚姻関係もある旧家である。河と鞆（かわ）は同音異字であり、大屋が大谷に代わったように姓の改字は良くあるので、過去帳から当主名を調べてもらったことがある。それによると貞享 3（1686）年 5 月 26 日没の長左衛門に続き、嘉兵衛（元禄 12（1699）年 7 月 18 日没）、八兵衛（享保 10 年（1725）年 11 月 19 日没）、甚兵衛（寛政元（1789）年 1 月 24 日没）と 4 人の兵衛がつく名の家長が続いている。村役人を務めたのは理兵衛だからこの 3 人の兵衛の弟とか嫡子以外の周辺の親族に理兵衛と名乗る人物がいた可能性がある。鞆嶋弘明氏にさらに傍系の系譜の調査を依頼しようと思っていた矢先、2010 年 12 月 68 才で急逝された。合掌。

高梨左衛門、河嶋理兵衛の行動について『元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書』は「高

梨杵左衛門、河嶋理兵衛大久村へ遣わし置き申し候 飯米等廻し見計らい、庄屋方より渡させ候につき朝鮮人悦び申す由にて書き付け指し出し申し候」と朝鮮人達が感謝の意を示したとしている。

まもなく安龍福等は目指す鳥取藩に向けて出発した。朝鮮へ帰国後安龍福が「隠岐島主が伯州へ連絡をとってくれた」と語ったことが『肅宗実録』に記されている。隠岐島主とは隠岐郡代のことと思われるが、元禄 6 年には三好平左衛門だった郡代は元禄 9 年時には中瀬弾右衛門（だんえもん）になっていた。

安龍福等は無事鳥取藩へ到着したが、すでに竹島渡海は禁止されていたので、幕府と相談の上、鳥取藩は朝鮮人達を来た時と同じ船で帰国させるべく加露港から追放した。その帰路安龍福等が隠岐の福浦に立ち寄った可能性がある。前述の『長生竹島記』に「従竹島八年目あべん虎義を糺して隠州へ渡之事」という項があり、福浦へ地元の人達が元禄 6 年に連行されたので記憶していた安龍福等が現れ、元禄 6 年親切にしてやったからお礼に來ただろうと大騒ぎになったという。安龍福は「御上意恵を蒙りたることを慮り、その礼儀と見へてそらへ指を指して九拜をなし、次ニ集り居る大勢に向かひ又三拜」した。浜の人達も「皆礼儀をもってみださず跪き手を合わせ感涙流しうなづいた」という。元禄 6 年安龍福、朴た屯が福浦に連行された時の帰路は長崎、対馬経由だったし、元禄 9 年は福浦とは方角も異なる大久村に到着しているの、福浦に再び来たとすれば、鳥取から追放されての帰路以外想定出来ない。「藻を焼、浦の老若男女浜辺へ出て言葉わからぬ名残をおしみ、紅涙たもとをひたす、猶唐人も名残はるかにはらはらと涙を流し手を揚げて朝鮮差して帰りける」と別れの情景も記されている。

(主な参考文献)

- ・『長生竹島記』(『竹島関係資料集 第一集 近世地方文書』)
- ・内田文恵「村上家所蔵『元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書』解説について」
(『竹島問題に関する調査研究 中間報告書』竹島問題研究会)
- ・『増補隠州記』(島根県立図書館所蔵)
- ・『肅宗実録』(『朝鮮王朝実録』島根県竹島資料室所蔵)

3. 天保竹島一件に関わった海士の渡部(渡辺)家

天保竹島一件とは元禄期に渡海を禁止されていた竹島(鬱陵島)に浜田藩内の松原浦の廻船業者今津屋八右衛門が竹島に渡り、逼迫した藩の財政再建のため木材等を持ち帰ったことが天保 7(1836)年に発覚し、八右衛門と協力した浜田藩勘定方橋本三兵衛は死罪に、浜田藩家老岡田頼母(たのも)、年寄役松井凶書(ずしょ)は自殺した事件をいう。この事件は八右衛門が尋問を受けた際の口述書の抄録である『竹島渡海一件記 全』に記録されているが、八右衛門が天保 4 年一回だけのことしか語っていないので竹島渡海は一回だけの行動と考えられていたが、隠岐の海士郡崎村で天保 6 年八右衛門が所持していた「竹島図」を渡部圓太夫が写させてもらったという墨で描かれた地図が松江市美保関の旧家で発見され、それには天保 4、5、6 年と八右衛門が隠岐に来たことが記されている。渡部(渡辺)家は崎村の庄屋であると共に、崎村、福井村、太井村、知夫里村を統括する大庄屋でもあり、天保 4 年からは渡部三太夫なる者がその役を務めていた。八右衛門から「竹島図」を天保 6 年写させてもらった渡部圓太夫は名前からして庄屋の親族と想像される。

元禄期米子の町人大谷、村川家が毎回島前の西ノ島にある焼火山雲上寺に詣でてから、

島後の福浦に行き竹島渡海を繰り返していたのに対し、天保期浜田の今津屋八右衛門は西ノ島の隣の島である中ノ島(海士)の崎村に立ち寄り、庄屋の渡部家の厚遇を受けた後、島後の福浦に向かっていたと想像される。

八右衛門の口述によると、天保4年6月浜田から直接竹島を目指したが強風と悪天候で長州の見島に流されたので、沿岸にそって東上し隠岐へ渡り順風を待って7月福浦から竹島へ渡ったという。なお当時の浜田藩主松平周防守康任(やすとう)は江戸城で筆頭老中を務めていたので、八右衛門の行動は江戸屋敷に伺いの形で届いており、「竹島は日の出(日本)の土地とは定めがたく好ましくないが、松島なら良い」との連絡があったが、何度も越後や蝦夷の松前に向かう時、松島は岩礁だけの不毛の島であることを知っていたので、松島の地先まで来たが上陸せず竹島に向かった。竹島では「嶋の四面をも一同船ニ而乗廻し私所持之磁石を以って、方角を極細見および」、「嶋之次第私自筆ニ絵図ニ写取り」と絵図を描いたことを述べている。八右衛門の描いた絵図はまだ発見されていないが、天保4年11月権吉なる者が八右衛門から写させてもらったという絵図と前述の海士の渡部圓大夫が天保6年1月筆写したものが残っていることになる。さらに八右衛門が処刑されてから13年後、隠岐周辺に外国船が多数現れた嘉永2(1849)年松江藩の蘭学教授金森建策が藩主松平斉貴(なりたけ)に「竹島図」とその説明書「竹島図説」を提出しているが、「竹島図」は天保4、6年に筆写された八右衛門の図に極似している。

(主な参考文献)

- ・ 『竹嶋渡海一件記 全』(東京大学附属図書館所蔵)
- ・ 『古老物語』(浅野家文書 浜田市教育委員会所蔵)
- ・ 森須和男『八右衛門とその時代』(浜田市教育委員会)
- ・ 『竹島図説』(『竹島関係文書集成』エムティ出版)

4. 明治初期竹島問題に関わった隠岐の人々

幕末から明治初期にかけて竹島問題にも数々の変化があった。きっかけはアメリカやヨーロッパの国々のアジアへの認識が高まったことや捕鯨が広い海域で実施されるようになり、日本海にも外国船が姿を見せるようになったことによった。まず天明7(1787)年フランスの船が鬱陵島を発見し「ダジュレー島」と命名して去った。続いて寛政元(1789)年イギリス船も鬱陵島を発見し「アルゴノート島」と命名した。イギリスの緯度、経度の測定値が誤ったために、一つの鬱陵島が朝鮮に近い西側にアルゴノート島、東側にダジュレー島と二つの島として描かれる地図がヨーロッパに登場しだした。この二つの島に新しい反応を示したのはドイツ人医師シーボルトである。彼は文政6(1823)年長崎出島のオランダ商館の医師に雇われ来日した。商館での医療行為だけでなく、長崎の鳴滝(なるたき)に私塾を開くことを許され、多くの日本人に医学の知識や技術を教えた。またその間日本の珍しい文物も収集した。彼は文政12(1829)年帰国すると日本の文物、風俗習慣等をまとめた『日本』という著書を書き、「日本図」という付図も作った。その「日本図」は日本から持ち帰った鬱陵島を竹島、現在の竹島を松島とする日本で製作された絵図をヨーロッパで出回っていたアルゴノート島、ダジュレー島の載る地図に安易に重ね合わせてしまったものである。1840年製作と記されたこの「日本図」は日本にも流入し、吉田松陰や桂小五郎等長州の松下村塾では「万国地図」として竹島開拓論の議論等に利用している。日本の竹島、松島の距離は一般に40里とされているが、「日本図」の竹島、松島の間は25

里でアルゴノート島の竹島とダジュレー島の松島の距離である。このことで、現在の竹島は松島という従来の島名を失ったがまもなく新しい名を得ることになった。すなわち嘉永2（1849）年フランスの捕鯨船リアンクール号がヨーロッパ船で初めて不毛の岩礁の島を発見し船名をとって「リアンクール島」と名づけて去った。この島もヨーロッパの地図にまもなく現れ始め、それを受けて慶応3（1867）年勝海舟が監修して製作した「大日本国沿海略図」には朝鮮半島から隠岐諸島の間には竹島（アルゴノート島）、松島（ダジュレー島）とリアンクール島が描かれている。

1868年明治維新となった。それからまもなくの明治8（1875）年9月、日本の軍艦雲揚号が朝鮮沿岸を航行中江華島から砲撃を受ける事件が発生した。日本政府は朝鮮国へ強行な姿勢をとり、翌年2月には日朝修好条規を結び釜山、元山、仁川の開港、開港場における居留地の設定、自由貿易、領事裁判権等を認めさせ、同年8月調印の付属条約でも通商権、日本貨幣の国内流通、無関税特権等不平等条項を拡大し朝鮮進出を明確にした。そうした政府の施策を背景にして一般国民の朝鮮への進出は盛んとなった。隠岐の五箇地区に居住した八幡才太郎氏は竹島に関係する見聞した内容を『竹島日誌』として記録され、それを次男の八幡昭三氏が昭和46年12月に冊子にまとめられている。それによると縁戚関係のある八浦屋（やほや・屋号）の主人が明治20年頃屋根に敷く杉の皮を朝鮮や鬱陵島に運んで売り、帰りには陶器を買ってきて商売をしていた。また帰路に現在の竹島にも立ち寄り鮑を捕っていたという。また同じ地区に住む石橋松太郎が竹島で明治30年頃からアシカ猟を行い、生きたまま捕獲のものは京阪神のサーカスに売り、死んだものは身は油、皮は軍隊の背囊というカバン用に提供して利益をあげていた。久見で活躍された橋岡忠重氏は氏の聞書「橋岡忠重覚書」で中井養三郎が海驢猟をする明治36年までに父橋岡友次郎と叔父池田吉太郎は毎年のように竹島に出掛けていたと語っておられる。

鬱陵島への日本人の進出も増加していった。鬱陵島の呼称もアルゴノート島、ダジュレー島の関係から竹島一名松島と呼ばれる時期があったが、アルゴノート島＝竹島が存在しないとわかると松島の呼称が増えていった。明治16年12月20日付の内務卿山縣有朋から山口県令原保太郎宛て書状には「朝鮮国蔚陵島我称呼松島へ御国人民猥りニ渡航伐木候ニ付」とある。

明治15年修信使として来日した朝鮮の朴泳孝は外務卿井上馨に日本人の鬱陵島進出に抗議した。明治政府もそれを受けて明治16年10月共同運輸会社所属の越後丸を同島に送り、島に居た244名の日本人を強制的に帰国させた。その内訳は山口県人134名、福岡県人33名、島根県人29名、広島県人18名、愛媛県人14名、長崎県人9名、大分県人3名、岡山県人2人、鳥取、鹿児島県人各1名であった。一番多くの入島者を持つ山口県の文書館史料による各県ごとの人数だが外務省外交史料館の別の史料では島根県人は22人である。

しかし政府の努力にもかかわらず日本人の鬱陵島入島はその後も続き、外務省通商局の1902年の官報「通商彙纂」には「明治二十五年ニ至リ隠岐ノ国ヨリ製材者数名渡航シ来リ始テ假小屋ヲ構ヘ永住スルニ至レリ」とあり、その後にも「今や初航者ハ、僅ニ製材兼鍛冶業 島根県平民 脇田庄太郎一名現住シ、其他ノ渡航者ハ長クモ七八年ニ過キス」とある。この鬱陵島で永住した日本人第一号の脇田庄太郎については、外交史料館のその他の文献にも「竹島ニ於テ鍛冶職ヲナシ竹島ノ産物ト交換ヲスル聞ヘアル者」と脇田庄太郎を紹介し、妻キクと一緒に生活していることを記している。

脇田庄太郎は現在の西ノ島町宇賀、当時の知夫郡宇賀村の出身である。今では脇田家は断絶しているが脇田家の墓所は宇賀にあり、西ノ島々内にはご子孫が健在である。日本人の鬱陵島内での定住者が増えるとワキタ党（脇田庄太郎のもとに集まるグループ）とハタモト党（畑本吉造を中心とするグループ）と呼ばれる派閥が生まれ、抗争も生じたので明治 34（1901）年「本組合ハ鬱陵島日商組合ト称シ在島日人合議ヲ以テ組織、事務所ヲ道洞ニ設ク」等 34 ケ条からなる住民の組織を作った。全組合員の選挙で同年 8 月には組合長畑本吉造、副組合長片岡吉兵衛、取締役脇田庄太郎等が選ばれた。脇田庄太郎は鬱陵島々守裴季周が島の木材を無許可で盗伐したとして松江の福間兵之助等を松江地方裁判所に訴えた時、前島守李樹信に支払いが終わっていること等から被告は無罪になったが、鬱陵島内でしこりが残ったために、裴季周と福間兵之助を和解させる労をとり、定住する日本人の最古参としての存在感を示した。

明治 39（1906）年、前年リアンクール島が竹島と命名され島根県の所属となると 45 名の関係者が竹島に続いて鬱陵島を訪問した。同行者の 1 人奥原碧雲氏の「竹島渡航日誌」（『竹島及鬱陵島』所収）に鬱陵島では「片岡、脇田、吉尾諸氏の宅に分かれて休息す」とあるが片岡は片岡吉兵衛、脇田は脇田庄太郎、吉尾は鳥取県西伯郡米子町から来島していた吉尾万太郎のことだと思われる。

島根県内務部が県内の漁村調査を明治 41、42、43、44、45・大正元年に同じ項目で行い、大正 3 年に『島根県漁業基本調査報告書』として発表している。その中に「管外出稼漁業」という項目があるがその出稼漁業先は隠岐の場合はすべて鬱陵島である。延べの出稼ぎ船数、漁師数では島前の西ノ島の美田（みた）漁協の 31 隻、175 人、宇賀漁協の 26 隻、143 人が最も多く、島後では西郷町の西町漁協の 7 隻、31 人が最多である。始まった時期については明治 30 年頃とする所が多いが、島後の加茂漁協は明治 25 年頃からとしている。漁獲対象は共通して柔魚（いか）である。

（主な参考文献）

- ・ 岸本覚「幕末海防論と「境界」意識」（『江戸の思想第 9 号』ペリカン社）
- ・ 『吉田松陰全集』（大和書房）
- ・ 『通商彙纂』（国立国会図書館）
- ・ 『朝鮮国蔚陵島へ犯禁渡航ノ日本人ヲ引戻之儀ニ付伺』（外務省外交史料館所蔵）
- ・ 『島根県漁業基本調査報告書』（島根県竹島資料室所蔵）

5. 中井養三郎と共に竹島問題に関わった隠岐の人々

生まれは鳥取県東伯郡小鴨村ながら潜水器を用いて海鼠（なまこ）や鮑を漁獲する潜水器漁業を鳥取県の御来屋（みくりや）、ロシアのウラジオストック、朝鮮の全羅道等で試みていた中井養三郎が隠岐に現れた。そして竹島での石橋松太郎の海驢（アシカ）猟の噂を聞き、岩礁の島での潜水漁業の活用も考慮の上、明治 36、37 年と島に渡り、事業として成り立つかを試行した。中井養三郎は明治 36 年 5 月に一緒に竹島に渡った人々の内、小原岩蔵、島谷権造、菊田源太郎、小濱文次郎、新宅菊若、川上松太郎、大山万蔵、小出利久助、山見友次郎、菊本兼吉、池本吉太郎、中山万五郎の名を記し、他に姓名不詳なる者 3 名としている。大半が隠岐の人々と思われるが、小原岩蔵は中井養三郎の出身地鳥取県小鴨村の人で竹島での生活、中井養三郎が語ったことを後に『竹島出猟記』と題する手書

きの冊子にまとめて残している。明治 36 年最初は中井等だけで操業していたが、途中から五箇村久見の石橋松太郎が井口龍太等人夫を連れて竹島に来島したという。

明治 37 年 4 月に中井は橋岡友次郎、池田北次郎、池田亀一、八幡源次郎、山本茂一、重谷傳次郎、赤沼龍一、森合源三郎、灘十太郎、田辺七造、近藤謙八と共に竹島に渡った。同郷の小原岩蔵は日露戦争に応召され参加出来なかった。島に到着してみると、五箇村の石橋松太郎、中村の井口龍太のグループが来島していたし、遅れて西郷町字西町の加藤重蔵が現れ、さらに山口県の岩崎某も鬱陵島の韓国人を連れてやって来て五組の競合する状態となった。海驢猟そのものは 2,700 頭余を捕獲し順調だったが、過当競争の弊害や「海図によれば、全島は朝鮮の版図に属する」、「同島貸下を朝鮮政府に請願して」（『竹島経営者中井養三郎立志伝』）等のことを考え中井は政府へ請願の必要ありとして同年上京した。

東京では隠岐出身の農商務省水産局員藤田勘太郎が協力し、牧朴真水産局長、肝付海軍水路部長との面会を実現させた。藤田勘太郎は農商務省水産局が刊行した明治 37 年 3 月の『遠洋漁船漁猟員講習会講話録 第 1 回』に農商務技手として「航海術」と題して講話した内容が残っている。また隠岐でこの年から発行された情報誌『隠岐新報』第 3 号（3 月 15 日発行）に「他国に在る者が故郷の情報に渴するほど切なるものはあらず。余は此処に良好の飲料を得たるを喜ぶ」等と記した祝辞を寄稿している。また第 5 号（5 月 15 日発行）には東京在住の隠岐出身者が 4 月 10 日東京赤坂区榎町五番地の藤田宅で「隠岐会」を開いたことが東京通信として掲載されている。

さて、水路部長肝付兼行はリアンクール（リヤンコ）島は日本、韓国では日本に近いし、朝鮮人が同島を経営した足跡もない。去年、今年と日本人によって島の経営がなされた以上当然日本領土に編入されるべきであると語った。中井がリヤンコ島を朝鮮領かもしれないと考えた理由が長らく不明であったが『竹島経営者中井養三郎立志伝』に「海図」が原因であると記されていた。海図は船舶の航行の安全に供するため水深や島嶼の位置等を正確に記載し一般に国境は書き入っていない。中井が見たのは当時利用されていた明治 29 年 4 月海軍水路部が製作した「朝鮮全岸」という海図だと推定される。朝鮮という表示のある海図に中井はまどわされたと思われるが「朝鮮全岸」には日本の山口県の見島、島根県の高島等も記載されており、朝鮮と日本等との国境は書き込まれていない。

肝付水路部長の言葉に勇気を得た中井は、同年 9 月 29 日付の「リヤンコ島領土編入並びに貸下願」を芳川顕正内務大臣、小村寿太郎外務大臣、清浦奎吾農商務大臣に提出した。明治政府は一応島根県庁に意見を徴することとしたが、それを受けた島根県は同年 11 月 15 日付の内務部長名で隠岐島司に意見をもとめ島名についてもどう考えるかを照会した。当時の隠岐島司東文輔（ひがしぶんすけ）は鬱陵島が松島とも呼ばれている現状にたって使用されなくなった竹島という呼称をリヤンコ島に代えて命名すべき等を同年 11 月 30 日回答している。それらを島根県からの上申の形で受け取った政府は、内務大臣の請議により閣議を開き明治 38 年 1 月 28 日最終決定した。「——審査スルニ明治 36 年以来中井養三郎ナル者該島ニ移住シ漁業ニ従事セルコトハ関係書類ニ依リ明ナル所ナレバ国際法上占領ノ事実アルモノト認メ之ヲ本邦所属トシ島根県所属隠岐島司ノ所管ト為シ差支無之儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定相成可然ト認ム」とし「——島嶼ヲ竹島ト称シ今其所属隠岐島司ノ所管トス此旨管内ニ告示セラルヘシ」と同年 2 月 15 日付で芳川顕正内務大臣が松永武吉島根県知事に訓令した。松永知事は同年 2 月 22 日、島根県告示第 40 号で県下の官公庁、全町村に「北緯 37 度 9 分 30 秒東経 131 度 55 分隠岐島ヲ距ル西北 85 哩ニ在ル島

嶼ヲ竹島ト称シ爾今本県所属隠岐島司ノ所管ト定メラル」と通知した。この時の訓令、告示の原書は島根県庁の2回の火災により焼失しているが、告示を現在は松江市になった秋鹿村役場、出雲市になっている高松村役場、鹿足郡津和野町役場、現在の飯南町に入る赤名村役場、来島村役場の5ヶ所が保存している。

島根県は続いて明治39年以降、竹島全島を官有地とし海驢漁猟者に貸与し使用料を納付させることとし、まず希望者を募った。すぐ明治38年2月26日付けで中井養三郎が「海驢漁業許可願」を提出した。鳥取県人であるが住所は周吉（すき）郡西郷町大字西町字指向（さしむこう）としている。続いて3月3日西郷町大字中町の永海寛市、3月5日穩地（おち）郡五箇村大字久見橋岡友次郎、3月7日西郷町大字西町の石井忠太郎、3月8日周吉郡磯村大字下西甲邊由吉、3月23日西郷町大字西町の三浦忠一郎、3月24日周吉郡中村井口龍太、3月27日磯村の門脇貞太郎、船津市三郎、鳥取県東伯郡赤碕村島田虎蔵、4月13日西郷町大字西町加藤重蔵、5月14日知夫郡浦郷村淀江徳若、5月17日八束郡森山村加納仙市と続々と許可申請書が提出された。島根県は「同島ハ面積狭小ナルヲ以テ動モスレハ漁場ノ荒廢ヲ来ス恐有之ニ付競争濫獲ヲ妨キ此漁業ヲ永続セシムル趣旨ニヨリ許可スル方針ニシテ到底多人数ニ許可スル事能ハズ候」として、この中から中井養三郎、橋岡友次郎、井口龍太、加藤重蔵の4人に許可書を与えた。この4人は前述のように明治37年竹島で海驢漁を体験した人達である。また隠岐島司東文輔は、4人が隠岐の近距離に居住することから共同での漁労を勧めた。中井養三郎は「りゃんこ島領土編入並貸下願」を海驢漁を自分で独占することを期待して提出していたが、島司の提案を受け入れ「竹島漁猟合資会社」を4人の共同出資で設立し自分が代表社員となった。この会社は明治38年6月から稼動しているが、当初は順調な運営ではなかったようである。会社の「明治39年度計算書」によると「明治39年度ハ前年失敗ノ余弊ヲ受ケ、資本ハ空乏シ信用ハ地ヲ掃キ」、「本年度ノ本社ノ経済ハ資本払込額ハ僅カニ八百円ニ過キザルニ、前年度ノ損失額ハ実ニ二千五百円ニノボリ（中略）、然レドモ本社ノ未払込資本金ハ貳千貳百円ノ余裕ヲ存スルヲ以テ、本員ハ其ノ払込ヲ得テ此不足ヲ補ヒ及ビ本年度営業ノ資ニ供セントシタル」とあり、明治40年1月の西郷町役場からの会社資金状況の問い合わせには、「資金総額三千円、払込済額千円、社債現在額千五百円、積立金ナシ」と回答しており会社運営に苦労していたと思われる。資金総額については明治38年6月12日付で島根県知事松永武吉に提出された「代表者届」の「各社員の出資額及責任」の項に中井養三郎1,200円、橋岡友次郎690円、井口龍太690円、加藤重蔵420円とあり四人の出資だけで出発したことがわかる。なお責任については中井だけが無限、橋岡、井口、加藤は有限となっている。しかし竹島での海驢漁は順調で、その捕獲数は明治39年度約1,300頭、40年度は約2,000頭、41年度は約1,800頭にのぼった。なお島根県は竹島を官有地としたうえで、会社に使用料の納付を命じた。当初明治39年からは年額四円二十銭であったが、大正5（1916）年からは年額四円七十銭となっている。会社からの使用料納付は代表社員の中井養三郎名義で昭和3（1928）年まで支払われている。この間海驢漁猟権にも変化があり、明治40年当初の四人から井口龍太が脱退し、大正5年には橋岡友次郎の権利は友次郎の死去により、その子橋岡忠重が受け継ぎ中井養三郎、加藤重蔵、橋岡忠重の三人が大正15年まで権利を持ち続けた。ただ中井養三郎も大正4年農商務省が奨励した千島列島でのラッコ、オットセイの漁猟を目指す新事業に乗り出し、竹島漁猟合資会社の代表社員は長男中井養一名義に変更している。

明治 39 年 3 月、県の第三部長神西由太郎（じんざいゆうたろう）を代表とする 45 名の調査団が竹島、鬱陵島へ渡島した。隠岐の関係者では島司東文輔、この年の 2 月まで隠岐地区の県議会議員であった西郷町の高橋重太郎、隠岐教育会長渡部新太郎、隠岐島庁書記竹中清造、同松浦喜代松、同船田浦二、竹島漁猟合資会社の中井養三郎、加藤重蔵、井口龍太、水産業者の永海寛市、中畑兼繁、八幡源次、野津富太、宇野常盤、西村キヨ、水先案内宇野若次郎、漁夫山本覚之助、雑役夫武田徳太郎であった。

また中井養三郎と深い交流のあった人物に中渡瀬仁助（なかわたせじんすけ）という人物がいる。中井養三郎等が竹島漁猟合資会社を設立した当初、竹島への密漁者が相続いた。会社では密漁者の名前を西郷警察署に届けたがその一人に鹿児島県出身の中渡瀬仁助がいる。彼はまもなく竹島漁猟会社の社員となり、浦郷の女性と結婚し 30 年余りにわたって竹島に渡り海驢猟に加わり、特に鉄砲の名手として評判が高かった。また明治 38 年 5 月 27、28 日の日露戦争の日本海々戦の折竹島で猟をしており、ロシアのバルチック艦隊の戦艦や追う日本海軍を目撃したことを語った回想談は貴重である。

（主な参考文献）

- ・ 小原岩蔵『竹島出猟記』（岡山市 小原誠氏所蔵）
- ・ 島根県行政文書『竹島関係綴』（島根県竹島資料室所蔵）
- ・ 『隠岐新報』（写）（島根県竹島資料室所蔵）
- ・ 奥原碧雲 『竹島及鬱陵島』（報光社）
- ・ 『五箇村誌』（島根県立図書館所蔵）

6. 大正、昭和初期竹島問題に関わった五箇村久見地区の人々

江戸時代 70 年余りにわたって大谷、村川家が風待ちをして竹島、松島へ出発し、また帰帆した福浦は隠岐五箇（ごか）村久見（くみ）地区に接する港である。そのため久見地区の人で竹島問題に関係した者は多い。『長生竹島記』で安龍福等の連行に関係したことを語ったのは板屋という屋号の漁師であるが、昭和 20 年代竹島で漁猟を実践した八幡才太郎、尚義（かつよし）親子の家も屋号は板屋で久見地区に住居があり現在でも子孫が居られる。中井養三郎より早くリャンコ島で海驢猟をしていたという石橋松太郎、中井養三郎等と竹島漁猟合資会社設立に関係した橋岡友次郎も久見の住民である。友次郎が大正 5 年死去するとその権利は、長男橋岡忠重が継いだ。

その前年農商務省が北海道近辺の千島列島でのあしか、ラッコの捕獲事業を奨励すると、中井養三郎は竹島の漁業権を長男の中井養一に譲り隠岐を去った。

中井養一は大正 5 年東京の旧制中学を卒業すると隠岐に帰り、毎年竹島に渡り海驢猟の陣頭指揮をとった。大正末期加藤重蔵が死去すると彼に後継者がいなかった為に橋岡忠重と中井養一の二人が海驢猟、竹島漁猟合資会社の権利を持つことになった。この時期橋岡友次郎の弟で八幡家に養子に入っていた八幡長四郎が甥の橋岡忠重を支えるように表面に登場してくる。彼は明治 44 年 3 月から大正 7 年 1 月まで村会議員、大正 15 年 3 月から昭和 5 年 2 月まで隠岐地区 2 名枠の県議会議員の一人に選ばれ地元の発展に尽力し、その後も昭和 5 年 3 月から 9 年 4 月の間は五箇村々長を務めた人物である。八幡長四郎はまず大正 13 年 11 月中井養一と交渉して、中井家の持つ竹島での漁業権を金銭で譲渡して欲しいと申し入れた。当時中井養一は隠岐で製氷工場を建設しようとして失敗し資金難に悩んでいた時期であった。この時の契約書には中井養一を甲とし、八幡長四郎、橋岡忠重、忠重の

従兄弟である池田幸一を乙として、甲の竹島漁業権を乙に譲渡し、竹島漁業合資会社の土地、漁具、漁舎を無償で乙に使用させることを五千円で契約とある。この交渉が成立したことは、後世島根県の聞き取り調査に答えた「中井養一覚書」、橋岡忠重の「竹島漁業報告書」でわかるが、最近八幡長四郎の姪の杉原由美子氏が大正 15 年中井氏への支払いの金を銀行から融資を受けて用意しようとしたところ、担保が必要となり八幡長四郎が困った時、久見の地区民 80 名が自分の田畑を担保にして欲しいと自筆署名、捺印をして提出した「契約書」なる書類を島根県竹島資料室に寄託された。海驢の漁業権を証明する島根県が発行した昭和 4 年 1 月の「漁業鑑札」には八幡長四郎、池田幸一、橋岡忠重の名前が記されている。『五箇村誌』によると昭和 10 年頃八幡長四郎、橋岡忠重は自ら竹島に渡り、網での海驢の生捕りを指揮していたという。橋岡忠重の「竹島漁業権報告書」に「昭和 10 年春（5 月 20 日～7 月 10 日）収支決算書」が記載されており、海驢 29 頭の生捕りと干しアワビで 4,860 円の収入があり、人件費、諸雑費等の支出を差し引いて 1,230 円の利益をあげている。なお人件費のうち日本人男性人夫 13 人には 1 人あたり 100 円ずつであるが、朝鮮から雇った海女 4 人には 150 円ずつ支払っている。島根県教育委員会や小、中学校の現場の先生方が中学生向けに作成された「竹島学習リーフレット」にはこの頃の 1 円は現在の 7,000 円位にあたると書かれている。

橋岡忠重は昭和 22 年、48 才の時に五箇村の村会議員に選ばれたし、昭和 32 年から 38 年の間は村議会議長を務めている。

八幡長四郎傘下の漁師で昭和 8 年から 12 年にかけて竹島へ 9 回渡島した人に八幡伊三郎がいる。後述する八幡才太郎の弟で八幡尚義、昭三の叔父になる人である。前述の八幡長四郎との縁戚関係はない。久見地区は現在でも八幡姓が際立って多いが、『五箇村誌』によると八幡神社の信仰との関係が考えられる姓という。八幡伊三郎は竹島の東島に海驢を煮沸して油を採ったり、鮑を干す常設の釜や小さい草木の生える場所、人夫小屋、鮑の数多く捕れる場所、西島の湧水のある場所等を書き込んだ「竹島ノ図」を自筆で書いて残した。

この間竹島全体の所管も、明治 38 年 1 月 28 日から隠岐島司に始まり隠岐島廳、島根県隠岐支庁を経て、昭和 14 年 4 月 24 日に五箇村に移管された。

7. 太平洋戦争前後の竹島問題に関わった隠岐の人々

大正 10 年「島根県漁業規則」の改正で海驢漁業権を持つ者に竹島での貝、海草等を漁獲する一般漁業も許可された。八幡長四郎、橋岡忠重は鮑、海藻等を採る一般漁業権は島根県八束郡加賀村（現在松江市島根町加賀）出身で鬱陵島で缶詰製造業を営む奥村家に金銭で貸与している。昭和 13 年までは父親の奥村平太郎が八幡長四郎から、それ以降は子奥村亮（りょう）が橋岡忠重の権利を買った。

「奥村亮覚書」によると昭和 13 年から 20 年頃の竹島漁業は鬱陵島から 90 トン、20 トンの二隻の母船と運搬船とを派遣し、潜水器船 2 艘、小舟 5 艘で漁業を行った。乗組員は総勢約 40 人で、その内監督者 2～3 名が日本人でその他は鬱陵島の朝鮮人であった。太平洋戦争の勃発する昭和 16（1941）年には済州島の海女 16 人を雇って竹島でウニ漁を試みたが芳しい成果は上がらなかった。昭和 16 年 12 月太平洋戦争が勃発すると漁は停止した。アシカは子を食料にしたが成獣を獲ることはなかった。昭和 20 年日本が敗戦すると奥村家の使用人伊相辻、金茂生、金基守が事業を継承して出漁を続けたという。

一方竹島の領有権は戦雲急を告げる中、大蔵省は雑種財産として処分する意向を島根県

に伝えたが、海軍省は同島を海軍用地として引き継ぐことを希望し、島根県は海軍省の要請を重視し昭和 15 年 8 月 17 日に島根県の公用を廃止の上、海軍の舞鶴鎮守府に引き継いだ。その舞鶴鎮守府へ昭和 16 年 2 月、八幡長四郎が島の一部に漁業権を確保したいと申し入れた。舞鶴鎮守府は「竹島の 69,990 坪の土地の使用を許可する」、「使用の目的は海驢の生捕、海草、貝類の捕獲、蕃殖の保護の為とし」等 10 ケ條の条件をつけて許可した。土地使用料は島根県所管当時と同じ一箇年四円七拾錢とされた。

太平洋戦争前後もう一つ竹島問題として浮上したのが、海鳥の糞の蓄積で成立していたリン鉱石の採掘問題である。竹島の海鳥の糞については、『五箇村誌』が昭和 10 年頃久見地区の浜田正太郎が渡島して折々肥料用に集めて持ち帰っていたと記している。昭和 10 年 6 月 21 日の大阪朝日新聞に「海驢の島で鳥糞採掘願に地元から大反対の歎願」という記事が載っている。記事の内容は鳥取県米子市の安島為三郎、鳥取県西伯郡大和村の小林源太郎の二人から大阪鉱山監督局へ竹島の燐鉱試掘願が提出された。監督局から島根県へ照会すると、当時の竹島の漁業権保有者で、島の動物群の保護者である八幡長四郎、橋岡忠重、池田幸一が海驢の保護の見地から絶対反対を表明し大阪鉱山監督局、島根県庁、隠岐島庁へ試掘願を認めないようという嘆願書を提出したというものである。このことに触発されたのか翌昭和 11 年に鉱山局檜崎次技師なる者が「竹島海獣糞燐鉱調査報告書」を発表し、「花崗岩の上に海獣及び海猫が棲息し多年にわたり排泄物を堆積蓄積せしものにして、その厚さ最も大なる箇所に於て二米八拾糶にして、少なる地点にありても一米三十糶を有す。堆積せる地表部は草地となれり、堆積せる面積約四万坪」等有望な燐鉱であるとした。軍事力強化の進む日本では各種地下資源の利用は急務となりつつあり、昭和 14 年小林源太郎の単独での試掘願に大阪鉱山監督局は許可を与えた。

昭和 14 年 5 月からヨーロッパで第 2 次世界大戦、昭和 16 年 12 月 8 日、日本海軍がアメリカのハワイ真珠湾のを奇襲したことから、太平洋戦争も勃発した。すでに各方面での物資不足や資源の枯渇が続く中で、竹島のリン鉱石を注目する動きは拡大した。太平洋戦争直前の昭和 15 年 6 月には三井物産米子（よなご）出張所の関係者が調査した。その一員だった松江市の内田石雄は肥料用に持ち帰ることが目的だったこと、島には竹島漁獵合資会社が建てた 3 棟の小屋、「島根県隠岐郡五箇村」と白いペンキの標柱があったと証言している。太平洋戦争末期の昭和 19 年 7 月現在の隠岐水産高校の前身である隠岐水産商船学校の生徒達は学校の指示で実習船鵬丸（おおとりまる）で竹島に渡り 3 日間リン鉱石の堆積状況を調べたりしたが、参加した生徒の一人佐々木宏はリン鉱石の調査よりも合間に潜ったり、魚を釣った竹島の海がなつかしいと語られた。戦後の昭和 24 年同じ隠岐水産商船の卒業生で鬱陵島で長く生活し、敗戦で隠岐に引き揚げていた奥村亮は和歌山県の会社池畑サルベージの池畑勇に肥料用リン鉱採取に協力を求められ渡島した。奥村は竹島の岩礁上に大量の血痕が残っているのを目撃した。前年の昭和 23 年竹島に海草の採取等に渡島していた韓国人を当時竹島を爆撃訓練場に利用していたアメリカ空軍が射撃し 14 名の死者、行方不明者を出した悲劇の現場だった。竹島のリン鉱石を求める動きは昭和 30 年代まで続いた。

太平洋戦争で日本の敗北が決定すると朝鮮本土、鬱陵島等からの日本人の帰国が相続いた。特に鬱陵島に移住していた隠岐の人々も多く資産や島で葬った祖先の墓を残して帰島せざるを得なかった。

目下西郷町へ鬱陵島で小学校校長を務めていた原良男の家族を含む 11 家族、西ノ島町

で慶尚北道の道議会議員であった西野盛の一族等 7 家族、海士町で帰国後鬱陵島の漁業についてくわしい内容を国内の研究者に語った田畑清次等 5 家族について確認出来る。

(主な参考文献)

- ・ 田村清三郎『島根県竹島の新研究』(島根県総務部総務課)
- ・ 杉原 隆『郷土の歴史が語る「竹島問題」』(谷口印刷)
- ・ 『鬱陵島友会報』(島根県竹島資料室)
- ・ 「契約書」(隠岐の島町杉原由美子氏より島根県竹島資料室へ寄託)
- ・ 島根県行政文書『竹島貸下、海驢漁業書類』(島根県竹島資料室所蔵)
- ・ 「中井養一覚書」、「奥村亮覚書」(『同上』)

8. 李承晩ライン設定前後の竹島問題に関わった隠岐の人々

日本は敗戦後、連合国のGHQ(連合国最高司令官総司令部)の支配を受けたが国際復帰への機運も高まり、昭和 26(1951)年世界 52 国が参加のサンフランシスコ会議で吉田茂首相が 9 月 8 日平和条約に調印した。条約の中で竹島は日本の領土と明記された。その平和条約は翌昭和 27 年 4 月 28 日に効力を発することになっていたが、その直前の 1 月 18 日戦後日本から独立して朝鮮半島南部に成立していた大韓民国の初代大統領李承晩が海洋主権宣言としていわゆる李承晩ラインを朝鮮半島周辺の公海上に設定した。そして竹島はその李承晩ライン内に取り込まれた。隠岐では昭和 26 年 4 月五箇村久見の第三伊勢丸の船長浜田正太郎が漁労中竹島へ漂着すると韓国人が竹島で漁業をしているのを目撃し、その報告を受けると島根県は同年 8 月外務大臣に「竹島所属問題についての疑わしい風説を究明」して欲しいと陳情し、昭和 26 年平和条約で竹島の帰属が決まると五箇村では同村の山田地区に松、杉の記念植樹をそれぞれ百町歩ずつして祝ったばかりだったので李承晩ライン設定は衝撃であった。その後 28 年初期にかけて日本政府と韓国政府の間にたびたび竹島の所属に関する抗議、回答の応酬が続いた。昭和 28 年 5 月 28 日対馬海流の調査に出航していた島根県の水産試験場実習船「島根丸」が竹島周辺で韓国旗を掲げた動力船 6 隻、無動力船 6 隻が約 30 人の乗組員で海草や貝類を採取しているのを発見し、島根県や隠岐支庁へ連絡した。その報に接すると水産科のある隠岐高校の市川忠雄校長は実習船「鵬丸」で教職員等に竹島の調査を命じた。鵬丸は 50 トンの木造船で船長但馬己一郎(当時 36 才)、機関長兼朝鮮語通訳原和平、水産科の教員岩滝克己、鈴木昇一郎、五箇村の橋岡忠重等漁業関係者総勢 14 名が乗組員であった。6 月 25 日に島に渡ったが島には 6 人の韓国人がテントを張って生活しておりアワビと海草を採り、鬱陵島からの迎いの船を待っているところだと語った。食料に困っているとのことだったので隠岐高校の関係者は持参していた米、タバコを提供したという。鵬丸には毎日新聞の記者が一人同行したが「まだいた韓国漁夫—アシカの料理で歓待」という見出しで渡島記事を書いている。

この隠岐高校の計画した竹島調査とは別に島根県と境海上保安部は、秘密裡に合同調査隊を結成出発したが隠岐高校の関係者の渡島を知り島前の浦郷港で鵬丸の帰帆を確認して 6 月 27 日巡視船「おき」と「くずりゅう」に 30 人が乗り組んで竹島に到着した。この時の渡島記録は島根県水産商工部の職員であった澤富造、井川信夫が島根県知事恒松安夫に提出した「復命書」に詳細に書き留められている。島には隠岐高校の関係者が出会った 6 人の韓国人がおり、韓国語のわかる澤主事が対話し 6 人の氏名、年齢や渡島の理由等を聞いた。6 人の内の最年長の卞学鳳 39 才は 10 年前から毎年 4 月から 7 月竹島に来てワカメ、

テングサ等の海藻やアワビ、サザエを採っている。竹島が日本領であるか韓国領であるかということは我々は関知しない。アシカは200匹位棲息している。6人とも鬱陵島道洞付近に居住している等を語った。復命書は檀紀四二八一（昭和25）年六月八日建と刻された「独島遭難漁民慰霊碑」の全文やこの時日本側が建てた「島根縣穩地郡五箇村竹島」等3本の標柱に書かれた文言等も記している。

同じ6月、島根県はこの年の1月32人の隠岐の各町村の漁業組合長等で結成された「隠岐島漁業協同組合連合会」に竹島での一般漁業の許可を県知事恒松安夫の名で発表した。許可された漁業はわかめ、いわのり、てんぐさ、あわび、さざえ、なまこ、たこ、うに漁である。また久見の橋岡忠重、八幡数馬、池田邦幸にあしか漁業の許可を与えた。すでに橋岡忠重からあしか漁業許可の嘆願書が出ていたからである。嘆願書には昭和24年死んだ八幡長四郎が死の直前、自分達を呼んで竹島に日本人が行けるようになったら、海驢の捕獲方法や保護の方法を熟知している橋岡、八幡、池田の三家で県に願い出て海驢猟を再開するように言ったことが記されている。島根県は公募の形で海驢猟の許可を募ったので当時松江市に居住していた中井養一も許可申請をしたが彼は不許可となっている。7月になって境海上保安部は竹島海域の巡視を続けていたが、12日巡視船「へくら」、「ながら」が韓国漁船の操業現場を発見した。巡視船が到着すると、「へくら」に韓国人2人が乗船を要求し急遽日本側の境海上保安部長と船内での会談となった。一時間半にわたる会談では双方が竹島の領有を主張する応酬が続いたが物別れの形で終わり韓国側は下船した。その直後「へくら」が動き出そうとした途端、韓国側から船に向かって銃撃がなされた。このことはすぐ「巡視船、韓国側から銃撃さる」とのニュースとして日本国内に伝えられ、7月13日、日本の外務省は韓国に対し日本の領土、領海の侵害、日本領海における不法漁業、発砲による損害の賠償、責任者の処罰、将来の保証について口上書を送付した。8月4日韓国代表部は「巡視船が竹島周辺を巡視したことは不法侵入である。」と回答し逆に日本へ抗議した。

昭和29年になっても日韓の緊迫した対立状況は続いた。そうした折、隠岐五箇村の久見漁業協同組合へ4月27日島根県の県職員井川信夫が来訪し、組合長脇田敏（とし）に面会を申し込んだ。井川は前年境海上保安部と合同で竹島を調査した県側の代表の一人であった。会談の内容は脇田が書き残した「竹島漁業権行使の経過」なる手記にくわしいが、韓国に対抗して竹島周辺での日本側の漁業活動の実行の依頼であった。竹島問題は五箇村の漁師にとって死活問題と考えていた脇田はこれを快諾し、参加者11名を選んだ。長期間竹島でアシカ猟の経験のある前田峯太郎、前田の弟で同様に竹島でアワビ、サザエを採るカナギ漁の経験豊富な佃（つくだ）祥二郎、佃忠親、河原春男、池田素善（もとよし）、古吉保夫、浜田政三郎、榎原（うめはら）秀造、五箇村役場職員である八幡才太郎、その子で唯一人20歳代の漁師八幡尚義（かつよし）と脇田敏自身の11人であった。

5月1日久見港へ島根県の取締船「島風」が迎えに現れた。脇田等は現地で使用する小舟3隻や漁具を積み込み出発した。井川から今回の行動の情報が他に知られると重大事件に発展する可能性があるからと極秘行動を指示されていたので家族にも行き先きを伝えていなかった。ただ脇田は地区の神社の宮司八幡克明に事情を話し、自分達の万一の場合の対応を依頼していた。島前の別府港に到着してみると境海上保安部の巡視船「おき」、「くずりゅう」、「ながら」、「みうら」、「へくら」の5隻が護衛のために待機していた。5月2日海が荒れており、竹島への出航は1日延期となった。別府へ上陸し消耗品の購入が脇田

一人許された。5月3日早朝、竹島へ出航した。久見の漁協の漁師達や県職員井川の乗る「島風」の横に巡視船「おき」が並走し他の4隻の巡視船は前方を扇形に展開し護衛した。午前10頃竹島に到着し東島と西島の間に錨を下ろし、すぐ3隻の小舟で和布（わかめ）の刈り取り、アワビの漁獲等を行った。しだいに海が荒れて来たので午後2時には「漁業権行使」を終え、隠岐に帰島している。なおこの時の行動は写真で東島へ上陸していることや、この年から隠岐で発刊された新聞「隠岐公論」の6月10日刊第一号に「竹島に戦後初の出漁—久見漁協脇田組合長等—」という記事が載り脇田敏の談話として具体的な行動がわかる。

この島根県と隠岐漁民の竹島での漁業行動は、韓国側にも伝わり6月からは警備隊が島に配置され、日本人の竹島近海での漁労は二度と実施し出来なくなって現在に至ることになる。脇田敏と役場職員として竹島へ同行した八幡才太郎はその後竹島返還運動の隠岐の中心的存在として政府への陳情活動や執筆での啓蒙活動に尽力し続けた。

こうした李承晩ラインをめぐる日本、韓国のはげしい対立が発生していた昭和28年1月25日、前述のように隠岐島漁業協同組合連合会が結成された。隠岐全島の漁協の代表者と理事に選出された県会議員等の32人が会員で、初代の代表理事・会長には西郷町在住の県会議員中川秀政が就任した。この連合会はその後の竹島返還運動の中心となって活躍するとともに、現在平成25年8月31日までの竹島での共同漁業の免許を持って将来に備えている。

（主な参考文献）

- ・ 田村清三郎『島根県竹島の新研究』（島根県総務部総務課）
- ・ 『昭和26年度 村議会議決書 五箇村役場』（隠岐の島町役場五箇支所所蔵）
- ・ 『隠岐水産高校創立七十周年記念誌』（隠岐水産高校）
- ・ 『日韓漁業対策運動史』（日韓漁業協議会）
- ・ 川上健三『戦後の国際漁業制度』（大日本水産会）